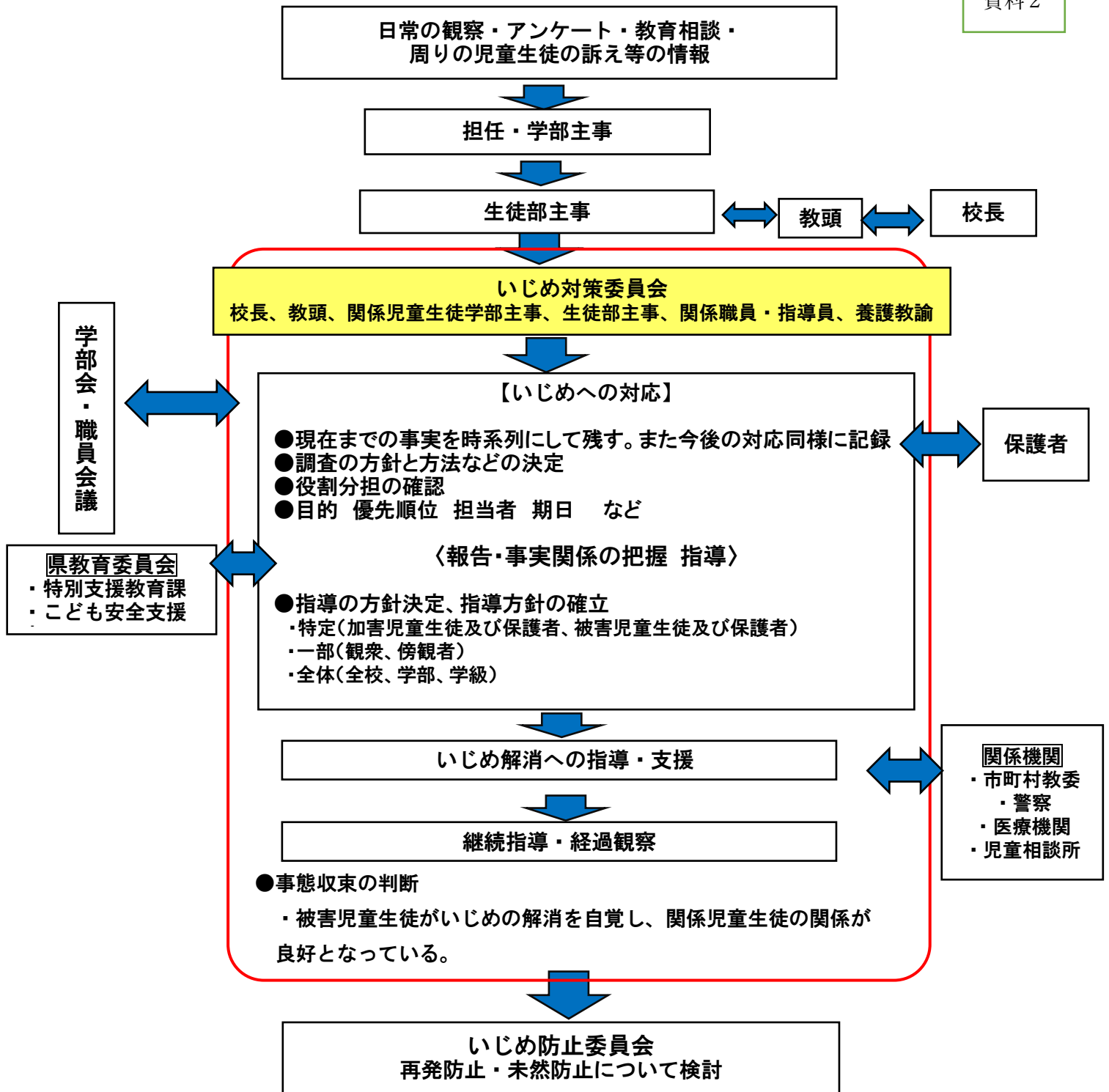


いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

資料 2



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

不登校及び生命又は身体、財産等がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

○速やかに県教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、速やかに事案の解決にあたる。

○事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

○事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に務める。